

＜公募シンポジウム S1-17＞ 資料の提供方法

▶ 次のいずれかから入手することができます



<https://www.344orange.or.jp/jaspcan31th>

▷ 接続環境によりダウンロードに時間を要する場合があります

11月17日（月）17時まで提供します

▶ 同じ資料（鈴木秀洋の動画を含む）は、今月下旬以降に鈴木秀洋研究室のホームページに掲載します

<https://suzukihidehiro.com/>

公募シンポジウム S1-17

こども家庭センターにおける妊婦・こども・子育て家庭との伴走の具体 ー 自治体職員，民間職員の役割ー

< 発表者 >

- 鈴木 智（子ども家庭支援センター「オレンジ」）
木村 朱（宮城県涌谷町こども家庭センター）
山川 玲子（社福法人 子どもの虐待防止センター）
鈴木 秀洋（日本大学大学院）

S1-17

こども家庭センターにおける妊婦・こども・子育て家庭との伴走の具体
ー 自治体職員，民間職員の役割ー

こども家庭センターは誰のために設置したのか ～ 「カタチ」よりも「ナカミ」～

- I センター設置後に感じていること
- II 市町村のしくみとセンターのホントの目的
- III ホントの目的に迫る「ナカミ」づくりのための提案

子ども家庭支援センター「オレンジ」
センター長 鈴木 智

日本子ども虐待防止学会
第31回学術集会ほっかいどう大会
C O I 開示

発表者：鈴木 智

演題発表に関連し、開示すべきC O Iはありません

<抄録の要旨>

『こども家庭センターは誰のために設置したのか』

理念を示す言葉は並ぶが具現に向けた強い意志が伝わってこない

体制づくり(ハード)が優先し、相談支援の在り方(ソフト)が追いやられている

ソフトは地域や自治体の実状で大きく異なり主体性や温度が問われる部分

対象となる方とつながるために戸惑い積み上げていく営みが求められる

それなくして「一体化・連携」「切れ目なく」「さまざまな悩みに」はない

自治体のために機能を一体化させたわけではない

全ての妊産婦，子育て世帯，こどものために設置した

ソフトこそカギを握ることを早々に確認する必要がある



感じる課題とソフトづくりへの視点の一端を見家センの立場から発信する

<こども家庭センターのハードとソフト>

▷ハード ⇒ カタチ

- ・ 設置要綱や組織編制(部・課・室・係)
- ・ 配置職員(人数, 役職, 専門職, 正職員・会計年度職員等)
- ・ 会議の位置づけ(センター内, 要対協関連)

▷ソフト ⇒ ナカミ

- ・ 他課等との実務的位置関係
- ・ 配置職員の業務と**センター内連携の具体**
- ・ **要対協**の在り方や業務との融合
- ・ 会議の運営**手法**(合同会議, 実務者会議・個別ケース検討会議等)
- ・ 相談支援の基本的**理念**(支援観)や**実務を支える機能や資源**

～鈴木の考え～

- 1 カタチ：ガイドラインや好事例等を参考にしたり**真似したりできる**
ナカミ：実状を踏まえ**自ら考えていかなば構築できない**(好事例を追ってもムリ)
↓
・ **センターの成否はナカミがカギを握る**
- 2 子ども家庭支援業務
市町村も民間も同じものを求めていく協働体 クライアントのウェルビーイング

センター設置後に感じていること

❖市町村の担当者から聞いた声

1 「センター開設から1年、肌感覚でよいので教えて欲しい」

(成果・得られたこと)

- ・母子と福祉間での意識した情報共有 → 頻度・情報量の向上
- ・乳幼児期のエピソードが分かることによる子ども理解の促進
- ・母子と福祉の同行訪問及びそれによる見方・考え方の広がり
- ・保健師の仕事の理解進んだ
- ・母子と福祉で一緒に考える
- ・妊婦時期から必要な支援進んだ
- ・母子保健の安心したケース対応
- ・支援が必要な家庭の早期発見・把握と支援
- ・可能なサービス増

⇒設置による一定の成果と受け止める、支援を支えるものになる
支援がどう変わったかは語られなかった

(課題・これから取り組んでいきたいこと)

- ・本庁舎との分離による迅速な他課連携困難に
- ・サポートプランの作成
- ・相談員が会計年度任用職員であること責任やケース継続の不安・心配
- ・支援ニーズに気づいていない・支援を求めることに困難を抱える家族の支援
- ・小学校へのつなぎ
- ・さらに気軽な相談を増す

(相談者や市民からの声)

- ・相談室が明るい雰囲気になって居心地が良い
- ・広報が足らず今のところ届いていない
- ・特に聞いていない

2 「それらは市からの視点、市民がどう変化を感じたかを追い求めて行って欲しい」

→ 「他市から転居してこなければ分からない、評価する方法があったら教えて欲しい」

※市民目線からの評価が自分たちにはできないということ？

～気になったこと～

- ・市町村の部署内の状況に限られている
センター設置の**ホントの目的を理解している？ 誰のためのセンター？**
- ・クライアントに焦点化する**民間相談支援機関の視点は取り入れられていない？**

❖ こども家庭センター設置後に見受けられる状況

▷ 担当部署とのやりとりで

- ・ 関係機関として情報を伝えるが**市から情報が提供されない**
- ・ エピソードは語られるが**支援目標・方針が語られない**

▷ 要対協実務者会議で

- ・ 会議時間のほとんどが**ケース説明に費やされる**
- ・ **見立てや支援目標・方針が語られない**

▷ 個別ケース検討会議で

- ・ 情報共有→協議→役割分担という**形式的な流れ**，その行ったり来たりがよくある
- ・ ケースの見立てを踏まえた**会議の目的・重点がハッキリ示されない**

⇒ **これまでと変わらないという印象**

○ ハードはできたが**支援や要対協の新たな姿は見えてこない**

センター設置を契機に「市の子ども家庭支援全体を設計し直す」

「支援業務をどうしていく」には取り組まれていない？

⇒ **支援(ナカミ)は変わらない**

❖ある県の家庭児童相談部署から講話の要請

<事前打ち合わせで語られたこと(統括支援員)>

▷感じていること

- ・こども家庭センターの**カタチはできた**
- ・全国的な流れでもあり**とりあえずつくっておこう**という空気があったかもしれない
- ・カタチはできたけれども**何が変わるのかな**

▷だから今

- ・家児相として**大ごとはしなくてもここは大事にしよう**ということを追っていきたい
- ・**足元から**自分たちの動きをチェックしたい
- ・児童福祉の**原点**をみる必要がある
- ・センターが**始まったいま押さえておきたいこと**は何だろう
- ・今回の講話ではこのような**思いの背中**を押して欲しい

▷我々は「**家児相が市民の信頼に足る相談員を目指す**」 (目的に迫ろうとしている)

“仏 作って 魂 入れず” (しくみ 作って 魂 入れず)

今回の講話の企画意図は「ナカミ」「魂」を求めるもの

↓

『**こども家庭センターの発足で私たちに問われていること**』

～ **児童福祉の原点を今一度見直しませんか**

センターの「ホントの目的」に迫るために～

< 事前にあった質問（一人の家庭児童相談員から） >

「こども家庭センターの現実的な動きについて聞きたい
個々の市町村の持ち味を生かした動きでいいのか」

(伝えたこと)

ぜひ持ち味を活かしてください

こども家庭センターは個々の市町村のこどもや養育者のためのカタチです
地域ごとの歴史や産業・文化，行政サービス，支援資源，住民の生活は違います

こども家庭センターのカタチもそれぞれ違います（違ってくるはず）

支援の実務を担う相談員の力量や思いも違います（違っていい）

これらの違いから出てくる「強み」も当然違ってきます

私たちが支援方針を立てる際に当事者の「強み」をどう活かすか考えます

同じようにこども家庭センターの運営では個々の市町村の「強み」が活かされて当然です

「強み」＝「持ち味」だと思います

「持ち味」を活かそうとする姿勢がナカミの力を発揮させ、また育てると思います

「持ち味」が何であるかわからないままの市町村があったらぜひ突き止めて欲しいものです

自治体アセスメントは「持ち味」を明らかにするためにも利用できます

☆このような統括支援員の受けとめや家庭児童相談員の疑問



ナカミを変え相談支援活動を変えていく

II 市町村のしくみとセンターのホントの目的

◆市町村が設置してきた子ども家庭支援のしくみ

1964年 (61年前)	2004年 (21年前)	2016年 (9年前)	2024年 (1年前)
家庭児童 相談室	要保護児童対策 地域協議会 (要対協)	①子ども家庭総合支援拠点 ②子育て世代包括支援センター	こども家庭 センター
市町が 子育ての相談に 応じるしくみ	市町が 事務局となって 機関をつなげるしくみ	①児童福祉と②母子保健の協力	市町が ①児童福祉と②母子保健 を一体的に行うしくみ
県から市町への 業務委譲	市町と関係機関が一緒に やっていくこと		市町業務の 機能強化

「家庭児童相談室」「要対協」「こども家庭センター」が市町村の3つのしくみ

❖市町村の3つのしくみ

「家庭児童相談室」

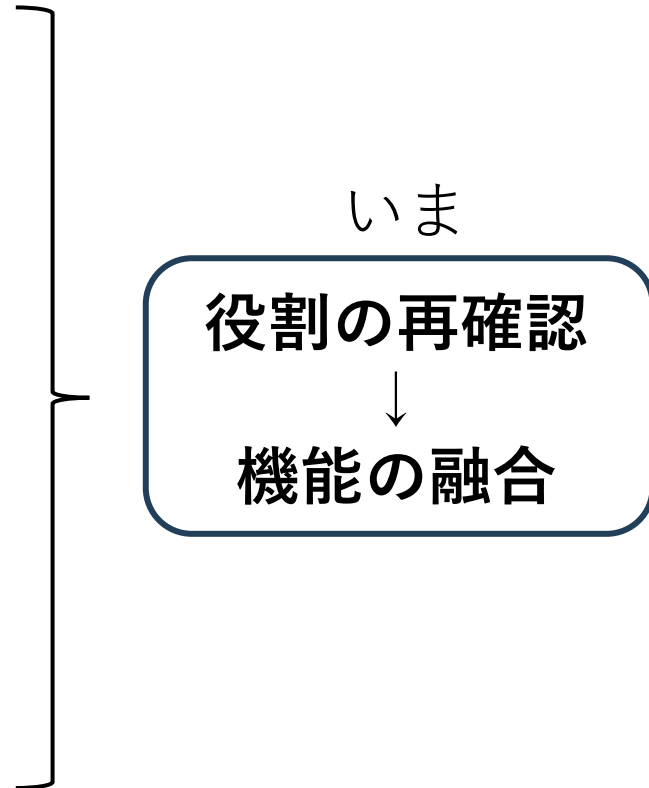
子育ての相談に応じるしくみ
(保健師や家庭児童相談員等)
・相談支援力

「要対協」

機関間をつなげ連携の土台をつくるしくみ
(調整担当者)
・連絡調整力

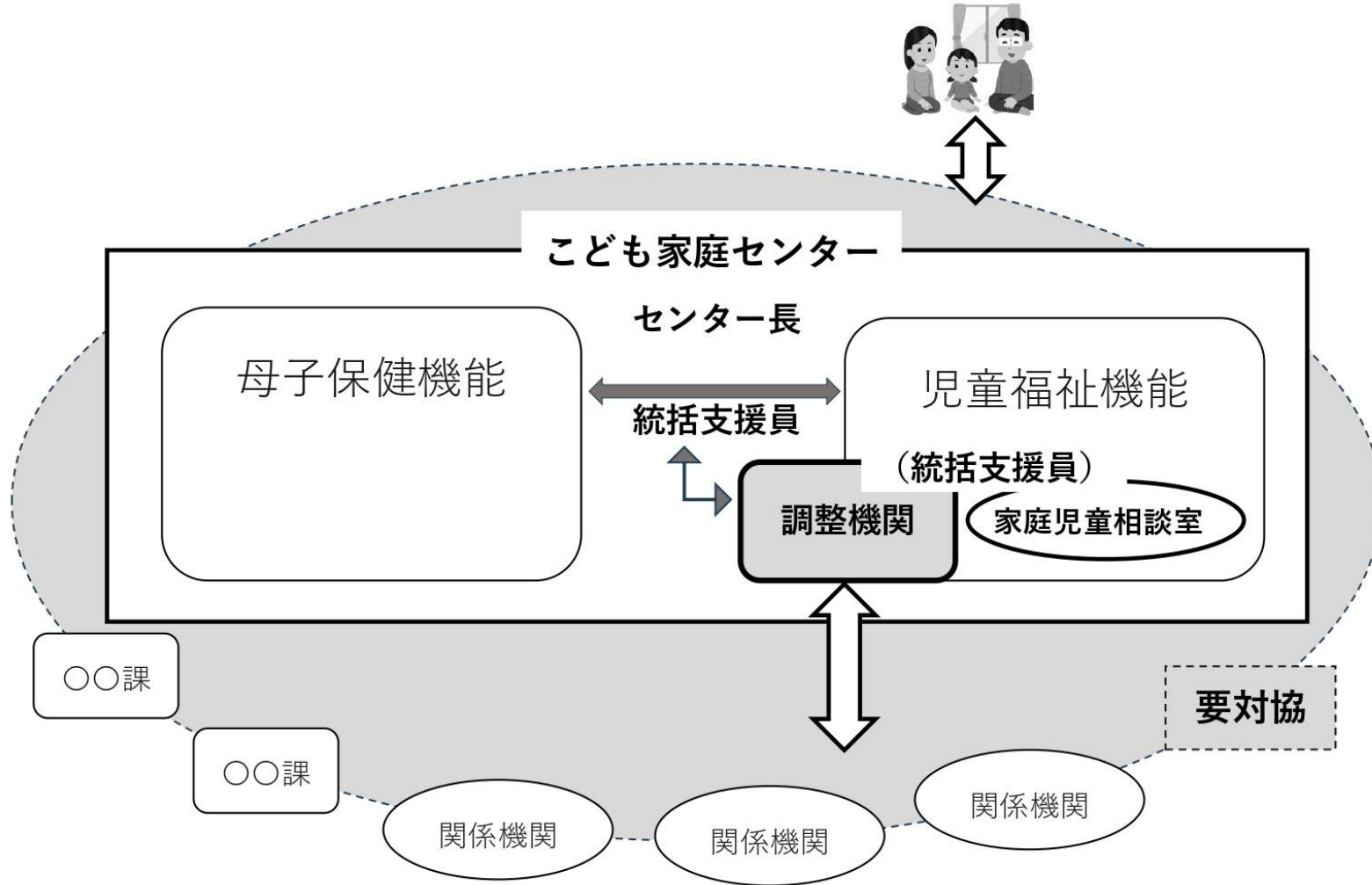
「こども家庭センター」

市町村の総合的対応力を高めるためのしくみ
家庭児童相談室の機能を包含
ソーシャルワーク機能
(統括支援員, 児童福祉担当者と母子保健担当者)
・部署内の調整力, ソーシャルワーク力



- ・ 根拠法規や求められる機能が異なるが, いずれも高い専門性が求められる

< 「家庭児童相談室」 「要対協」 「こども家庭センター」 のイメージ >



- ・ 統括支援員が要対協調整担当者や家庭児童相談室相談員を兼務することは多い
- ・ 統括支援員業務と調整担当者業務の線引きは難しく、また明確に線引きする意義も薄い
- ・ 小規模町村は家庭児童相談室、調整機関、こども家庭センターの業務を1~2名で担っているところもある

❖センターのホントの目的

○目的（こども家庭センターガイドライン）

- ・ 一体的支援を実施する
- ・ 両機能の連携・協働を深める
- ・ ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪にする
- ・ 切れ目なく漏れなく対応する

これを手段として

◎ホントの目的

- ・ 支援が変容(向上)した
- ・ “育ち” や “育て” に支援が有効に機能している
- ・ 子どもの権利や利益がより保障される

❖資料（講話資料の一部）

『要対協の効果的な運営と関係機関との連携について』 淑徳大学総合福祉学部・佐藤まゆみ教授

○地域包括的・継続的支援，関係機関の連携・協働の「視点」

▷「子ども中心」：支援の継続的な包括化のため，子どもを主語に考える

・自治体を主語にした場合

子ども家庭相談に関する市町村の役割・責務を果たす方策として，こども家庭センターがあるということの確認・意識の共有は不可欠。

一体的支援は最も重要な支援の入り口・土台が児童福祉と母子保健で別れていたものを一体化するためにある。体制作りはどうしてもこちらになりがちで，手段が目的になりやすい。

・子どもを主語にした場合

一人ひとりの最善の利益について，子どもの成長の時間軸に合わせて必要なことが何か，それを子ども本人と最も身近な環境を形成する保護者に聴きながら，多角的なアセスメントにより見通しをもって，一緒に取り組んでいくパートナーになる。

▷こども家庭センターは支援の包括化の手段であって目的ではない

・「こども家庭センターをどう運営するか」ではなく，「子ども家庭相談の継続的な包括化に対してこども家庭センターがどう機能しているか」をチェックする視点が必要。

・こども家庭センターやサポートプランは，子ども家庭相談の手段であり，目的ではない。単なるサービスパッケージでもない。要対協の支援計画も包括的・継続的支援の手段。

→課題や到達点を検討する時に，「主語を子ども」にして，体制の基軸を「子どもまんなか」に据える必要がある。目指さなければならないのは，「子どもの最善の利益」であり，この原理原則から出発することを理念的に共有しておく必要がある。

III ホントの目的に迫る「ナカミ」づくりのための提案

◆市町村

1 3つのしくみの役割を再確認し機能を融合させる

- ・センターが要対協を活かす ⇔ 要対協がセンターを活かす
- ・センターの役割の確認と要対協のリニューアル

2 支援理念・支援観を振り返り，再確認・共有する

(1) 個の問題に帰着させない見立てと支援

- ・社会や地域が背景・要因にあるというとらえ

(2) 子どもや養育者(当事者)主体の支援

- ・当事者の力の発揮を促す伴走・見守り・寄り添い者
- ・対象者と対象家庭の理解と強みの追求

(3) 当事者自身が支援資源

- ・当事者の潜在的力の発掘と発揮(エンパワーメントや自己決定)

⇒ これらが共有できたら新たな部署内連携が生まれる

3 関係機関との連携に②③を取り入れる

- ・ ①情報共有→②方針共有→③思いの共有 ⇒ 協働 という認識
 - ①で止まっている状況が多い
 - それだけでは情報からの見立てができない
 - ②が整えられるとケースの立体的とらえにつながる
 - ③が加わると機関相互をエンパワーメントする
- ・ 「連携」から「連動」へという感覚

4 「全てのこども」に対応するために所属の存在を再認識する

- ・ 妊産婦 → 母子保健という法に基づいたしくみ
こども → しくみはない
- ・ 週5～6日かかわる所属の優位性
- ・ 所属にモニタリングの視点を提供する
所属と同じ温度であり続ける
- ・ 所属用アセスメントシート

5 民間機関のもつ専門性を活用する

- ・ アセスメント， 支援計画・方針作成
関係づくりや相談支援手法， ペアトレ
- ・ 受理会議等初期段階から
行き詰ったときに
- ・ 一緒に考える（アドバイザー）
- ・ 相互が補完する役割

6 民間機関の声や提案に注目する

- ・ 市町村の対応を関係機関がどう受け止めているか
→ 有効な自治体アセスメントになり得る
- ・ 率直な意見交換がこども家庭センターを機能させ地域をつくる
- ・ 協働で地域資源の開拓

❖ 民間機関

1 地域の支援体制づくりの一員であるという意識を持つ

- ・ 連動支援のできる地域づくりにむけ市町村と協働する立場
- ・ 機関連動できている地域にするという思い

2 市町村へ積極的に声を届けることの意義を認識する

- ・ 感じたことや要望を留めおくのは機関連動に寄与しない
市町村との関係に忖度するのは子どもや養育者に対する不誠実
- ・ 届ける声が地域連動につながる

3 市町村の事情や都合を理解する

- ・ 通告先，自治体としての責任・役割を背負う
問題の解消に向きがちな傾向の必然性
- ・ 自治体だからできないこと

4 支援資源の開拓に向け提案し一緒に考える

- ・市町村の限られた職員で開拓することの大変さ
- ・民間だからこそ見え発想できるもの
- ・資源の開拓は民間も協働して進めるという認識

5 市町村の意を体した対応を心がける

- ・行政機関というデメリット
- ・できないこと、やりにくいこと
- ・民間機関の特性や柔軟性を活かす

(参考)

❖ **ある県の講話で児家センの立場から市町村担当者に伝えたこと**

○市町村にも考えていただきたいこと（日常業務から感じる私見）

- ① 市に情報提供するが**市から情報が提供されない**
→ 市が閉じて（孤立して）いない？
- ② エピソードは語られるが**支援方針が語られない**（日常，会議）
→ 方針を共有しないとエピソードを提供されても見立てができない
市の方針に沿ったケースワークができない
- ③ 個別ケース検討会議で**対話の土台がない**ままに進行している
→ 情報共有・協議・役割分担という形式的な流れ
情報共有は日常のやり取りで済ますことができる
「今後，何を(見立ての結果)，どうしたい(方針)」を明確にして進める
- ④ **起こっていることへの対応に終始**している様子が窺える
→ 家庭の歴史や養育者の都合を理解した支援を共に進めたい
対象者のもつ力を発揮させる相談支援
- ⑤ 国が打ち出す**新たな施策を積極的に活用**して欲しい
→ 一緒に考えたい，地域資源の開拓

日本子どもの虐待防止学会 第31回学術集会ほっかいどう大会 COI開示

発表者名

木村 朱（宮城県涌谷町こども家庭センター）

演題発表に関連し、発表者らに開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

日本子ども虐待防止学会
第31回学術集会ほっかいどう大会
2025年11月15日(土) S1-17

こども家庭センターにおける 妊婦・こども・子育て家庭との 伴走の具体

自治体職員、民間職員の役割

こども家庭センター支援事業アドバイザー
宮城県涌谷町子育て支援課 こども家庭センター
統括支援員 (保健師) 木村 朱

涌谷町の紹介

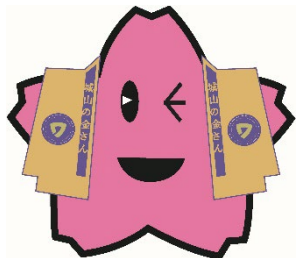
小さな町
涌谷町

宮城県



- ①面積：82.08 km²
- ②人口：14,159人
(令和7年4月1日現在)
- ③児童数：1,502人
※18歳未満の人口
(令和7年4月1日現在)
- ④出生数：81→60→35人
(平成30年度→令和3年度→6年度)
- ⑤要対協ケース数：58人
(令和7年4月1日現在)
- ⑥小学校3校 中学校1校

涌谷町キャラクター
「城山の金さん」



涌谷町町民医療福祉センター



こども家庭センター開設までの経緯

平成29年度

福祉課子育て支援室に
子ども家庭総合支援拠点を開設

平成30年度

**子育て世代包括支援センター開設
検討会(自治体アセスメント)実施**

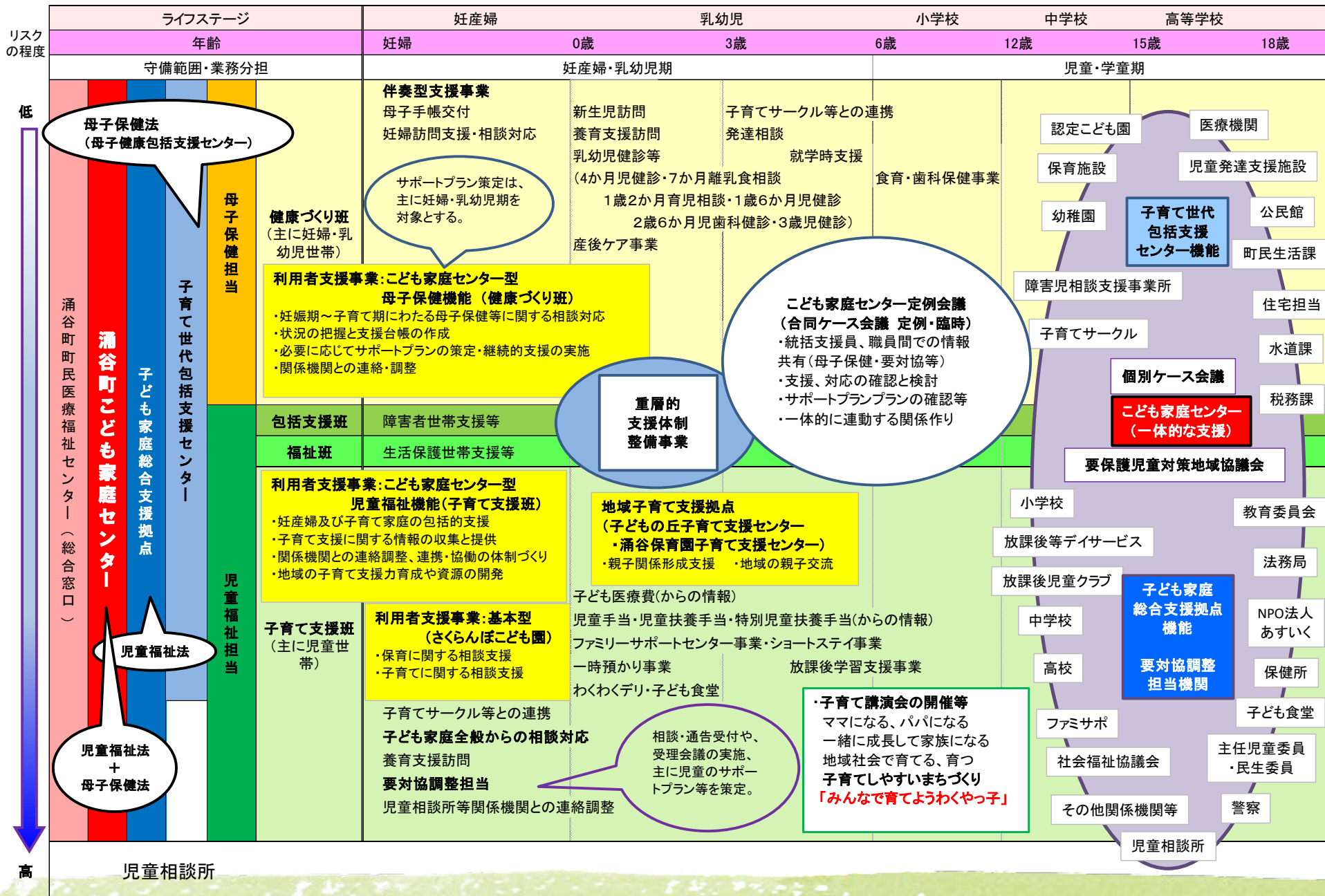
令和2年度

健康課健康づくり班に
子育て世代包括支援センターを開設

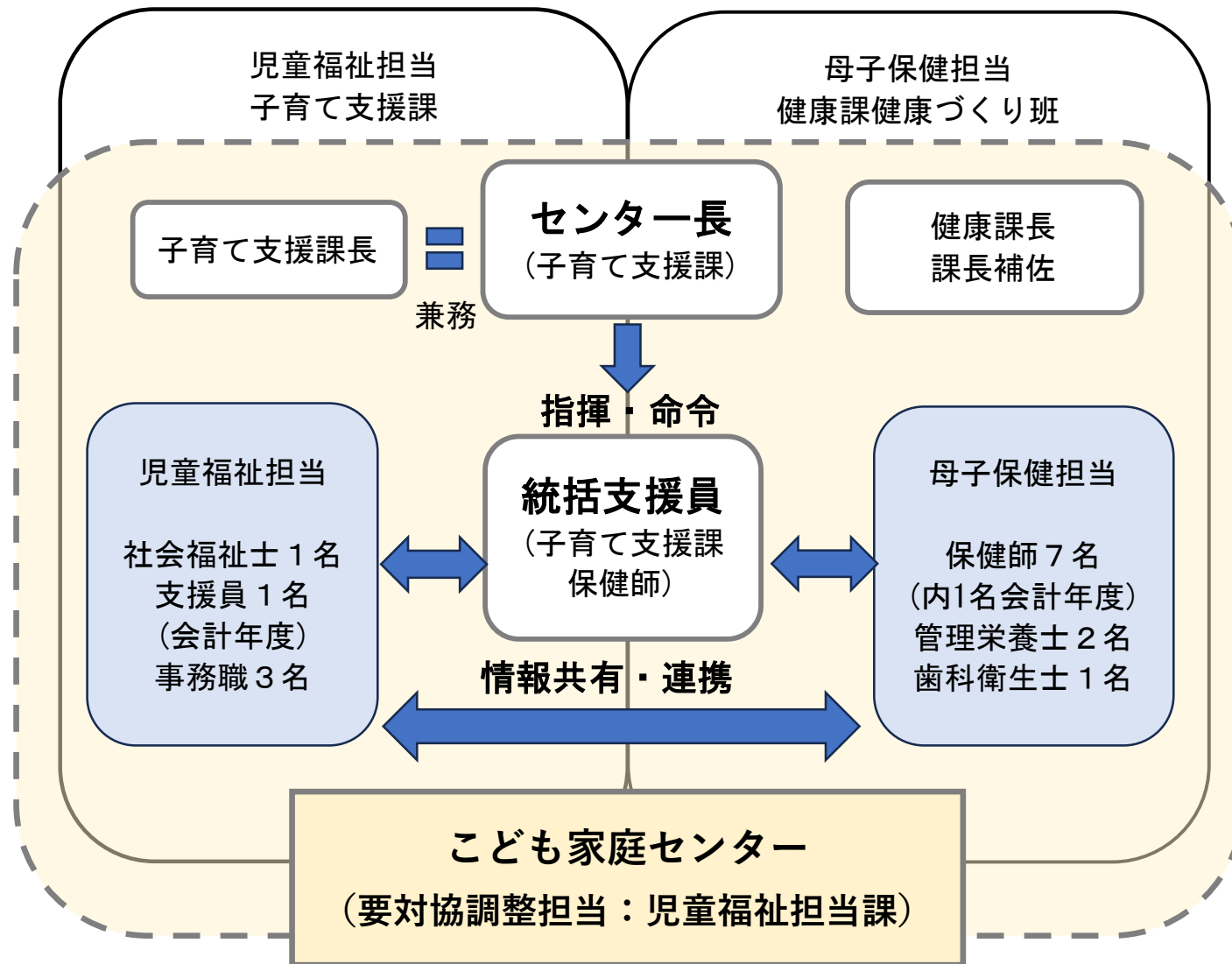
令和6年度

子育て支援課と健康課健康づくり班に
こども家庭センターを開設

浦谷町の子どもを守る体制:こども家庭センター「わくやっ子センター」事業等関係図



涌谷町こども家庭センター「わくやっ子センター」



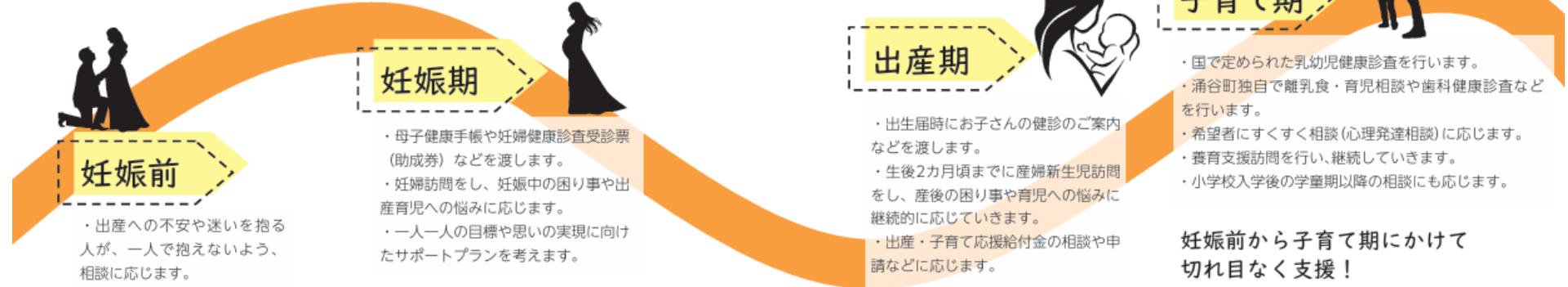
皆さんの子育てを支える拠点
 涌谷町こども家庭センター

わくやっ子センター

妊娠期から子育て期（学童期含む）にわたるさまざまな悩みや困り事に対応する相談支援の場所として開設されたのが、涌谷町こども家庭センター「わくやっ子センター」です。妊娠・出産・育児といった各段階におけるさまざまな悩みに対して、各分野のベテランも若手も専門職員と一緒に考え、歩み、支え、寄り添い続けます。

【問い合わせ先】 子育て支援課子育て支援班 ☎25-7906
 健康課健康づくり班 ☎25-7973

《わくやっ子センターのサポート概要》



◆保健師

妊娠期から子育て期までお母さんや子どものことだけではなく、家族のことなど、「こんなこと」と思わず気軽にご相談ください。子育てにかかわる輪の中に、私たちも加わり、伴走しながら、大切なわくやっ子を育てていきましょう。



◆管理栄養士

悩みに合わせて食材を使って分かりやすく離乳食の進め方や食べさせ方をサポートします。大人の食事と同じ食材を使った取り分け食も忙しいお母さんにおすすめです。



◆OG保健師

子育ての時期は過ぎてしまえばあっという間です。私たちと一緒に子どもたちの言葉にならない仕草や表情に目と耳を傾けていきます。



◆歯科衛生士

妊婦さんのお口の健康から、お子さんの歯の生え始め、生え換わりなど一人一人に合わせた歯磨きの仕方やおやつとの与え方など何でも相談してください。



◆社会福祉士・事務職員

子どもを健やかに育てるため、困り事を解決する専門家につなぐお手伝いをします。電話やアポなしでもお話を聞きますので、まずはご相談ください。



子育てしやすい町は、人と人とのつながりが多い町

涌谷町こども家庭センターは、令和4年6月に成立した改正児童福祉法に基づいて、令和6年4月に整備されました。これまで別々だった児童福祉と母子保健の体制を一体化する役割を担っています。

近年、出生数は減っていく中、出産や子育てに困難を抱える人は増えています。日常生活の中で、子育てを楽しみたいと感じたり、子どもの成長を喜び合える環境がなければ、出生数は増えていかないと思います。

そのために私たちが心掛けていることは、妊婦さんや子育て世帯が、社会的・心理的に孤立しないよう、「つながる」ことです。相談できる人や環境に恵まれず、親御さんが孤立に追い込まれてしまう状況は、子どもへの不適切な対応を引き起こしかねません。そして、そのような幼少期の育ちの境遇が生涯の生きづらさとなり、連鎖していくともいわれています。

悲しい負の連鎖を断ち切るためにも、私たちのような専門職だけでなく、皆さんと共に温もりのある子育て支援の輪を広げ、子どもが子どもらしく育つよう、妊婦さんや子育て中の皆さんが安心して子育てできる町づくりを進めるよう、「みんなで育てようわくやっ子」を合言葉に、一緒に取り組んでいきます。



こども家庭センター技術主管 統括支援員 木村 朱



こども家庭センターの理念と具体

理念（方向性）

- センターは、**利用者の目線**で、支援の継続性と整合性を確認し、支援の効果が高まるよう、支援者と子育て家族との**信頼関係を醸成**する。
- センターによる「**包括的支援**」を通じて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の**生活の質の改善・向上**や、胎児・乳幼児にとって**良好な生活環境の実施・維持**を図る。
(国際医療福祉大学成田看護学部 小稲 文)

具体（実践）

- **個人**（直接支援：ソフト面：内的）
- **組織や体制、地域環境等**（間接支援：ハード面：外的）

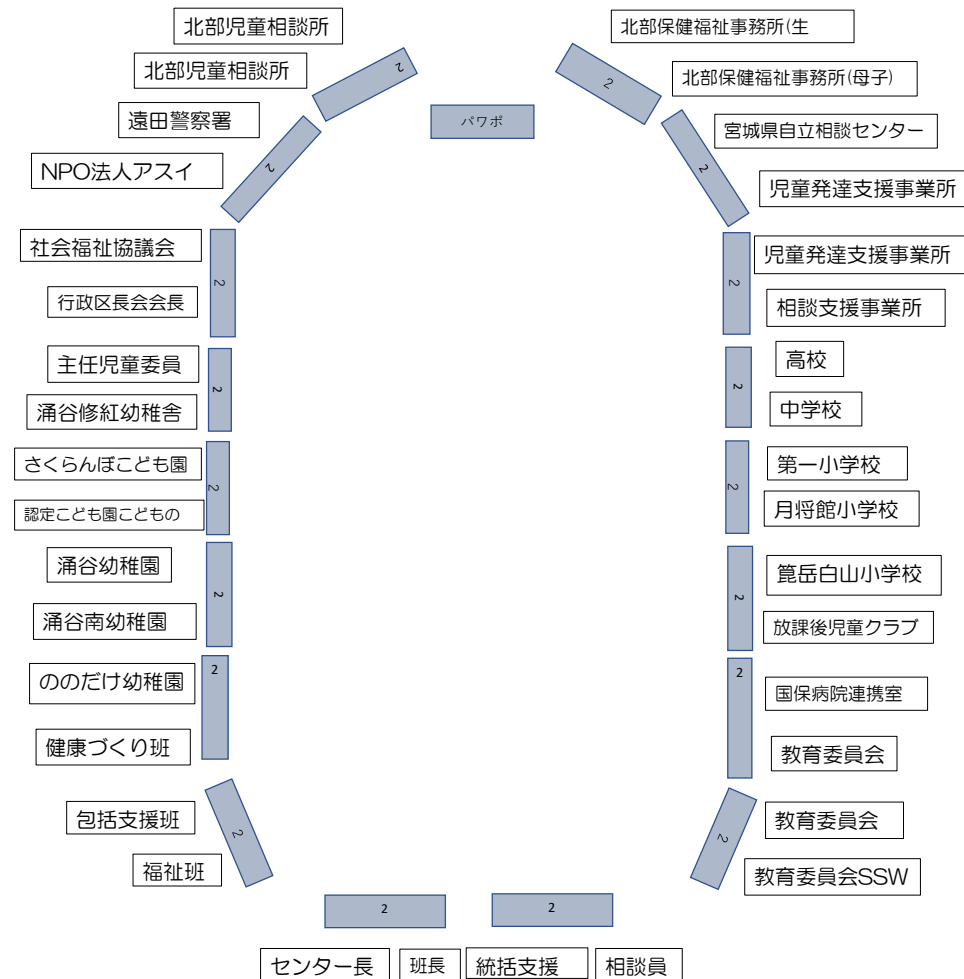
具体的な実践の深め方



要対協（地域ネットワーク）の活用

- ・ 児童相談所
- ・ 保健福祉事務所（母子障害・生活保護）
- ・ 警察署 ・ 法務局
- ・ NPO法人（アスイク）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 行政区長 ・ 主任児童委員
- ・ 高等学校・中学校・小学校
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 幼稚園・保育所・こども園
- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 国保病院地域連携室
- ・ 教育委員会（教育専門監・SSW）
- ・ 健康課 ・ 福祉課等

30以上の所属から40名程出席



研修会の実施（学びと地域のチーム作り）



- **子どもの虐待の防止・治療は、地域レベルで計画し、実施するのが、もっとも効果が高い。**
- **子どもたちに適切な養育環境や心理的なケアを提供し、社会が一丸となって彼らが子どもを虐待しない親に育つ仕組みを作ること。**

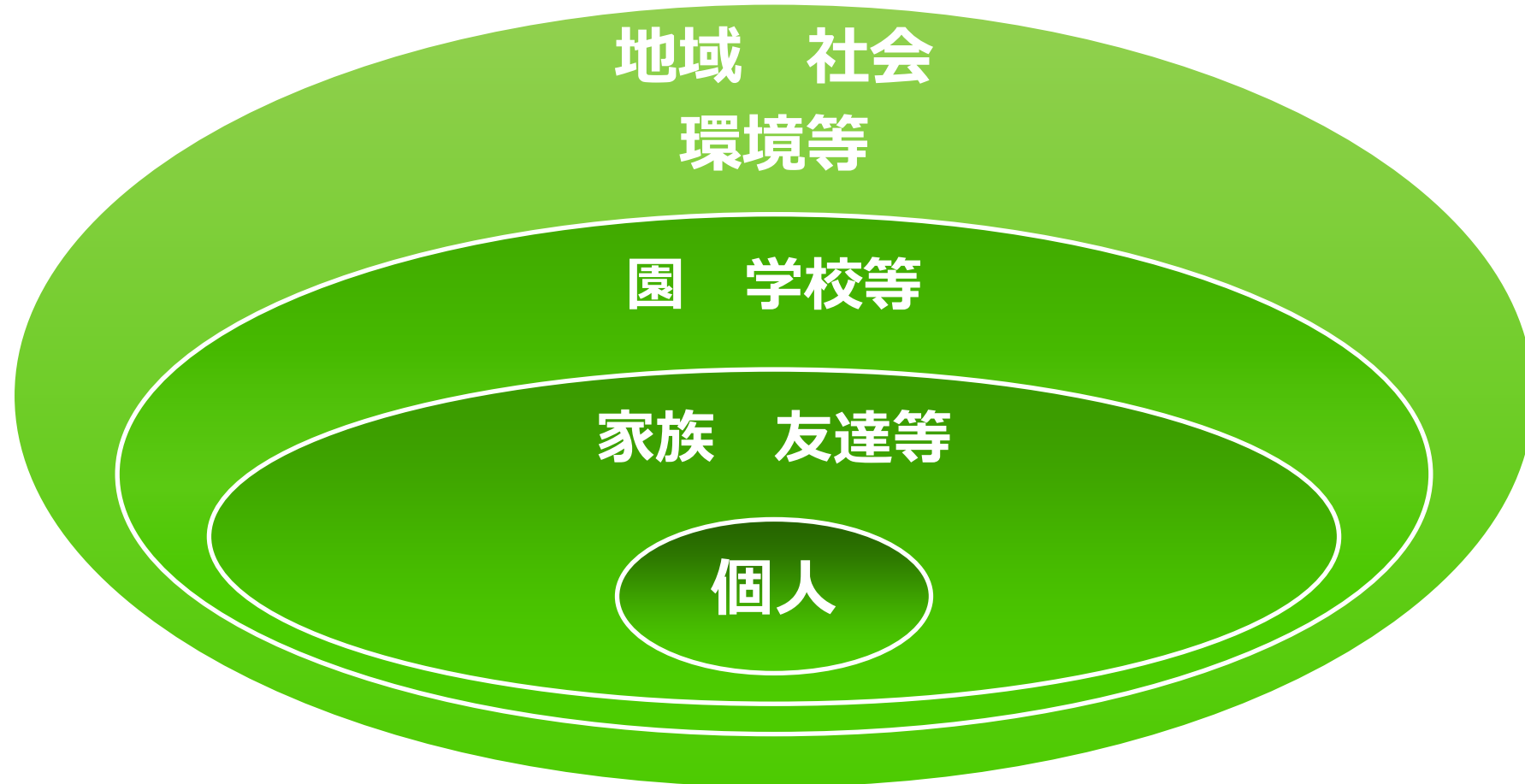
虐待された子ども -ザ・バード・チャイルド- 等 リチャードD・クルーグマン

こども家庭センターが拠点に

- 所属機関だけで何とかしようと問題を抱えることが多かったが、**些細なことでも気になることがあれば相談できる**ようになった。
- 子ども達は、家庭の生活環境を引きずって登校してくる。家庭養育と教育を切り離すことができなくなっており、このような**連携が大切**だと感じる。
- 涌谷町では支援の意識が高く、**チームで取り組んでいる**と感じる。

(保育所、幼稚園、小学校等関係機関からの言葉)

エコロジカルモデル



個人や家族だけの問題ではなく、地域の人や社会、
環境との関係性の中に相互作用として生じている

④地域のネットワーク（要対協）
が共通の目標に向けて機能する
ように、こども家庭センターで
マネジメントする地域づくり！

地域 社会
環境等

園 学校等

家族 友達等

個人

③関係機関やサービス、人的・
社会資源を総動員して連携し、
支援する。個人を中心に、周り
がワンチームになって動く！

②家族や近所、友人関係を見る。
生活を文脈で捉えて面で繋ぎ、
誰が、どのように支援するかを
アセスメントして組み立てる！

①まずここ！個人を中心に
目の前の一人を大切にする。
SOSに気づける力が必要！
ねぎらい、共感する姿勢！

サポートプランの作成と手交（直接支援）

関係性の段階

- ① 挨拶や雑談ができる(様子見)
- ② 会話ができる(信用している)
- ③ 対話ができる(信頼している)
- ④ 一緒に考えられる(パートナーシップ)

支援アセスメント

- ① ジェノグラム(家族関係等)
- ② エコグラム(協力者・支援者)
- ③ 成育歴(生活史・価値観等)
- ④ サインズオブセーフティ(ストレングス等)

満谷町「みんなで育てようわくやっ子」アセスメントシート

子育て、子育てと一緒に考えます！ 日付 _____ 名前 _____

ジェノグラム（家族図）・エコマップ（関係性）3世代まで見てみましょう

今、気になっていることや心配なこと等、どんなことがありますか

	〇〇ちゃん(こども)	〇〇さん(保護者)	支援者
からだ			
こころ			
成長発達			
保育所			
学校			
家族			
仕事			
お金			
近所			
その他			

サポートプランの作成と手交（直接支援）

関係性の段階

- ①挨拶が出来る(様子見)
- ②会話
- ③

満谷町「みんなで育てようわくやっ子」アセスメントシート

子育て、子育てと一緒に考えます！ 日付 _____ 名前 _____

_____ エコマップ（関係性）3世代まで見てみましょう

支援者に受け入れられる体験！
支援者側の、助言・指導ではない
共感の姿勢の継続が重要

- ④サイン

自治体職員の悩み（アドバイザー事業）

- 好事例を次々に紹介されて苦しくなった。
- やらなければならないとわかっているが、具体的にどうしたらいいかわからないから辛い。
- 今やっていることがこれでいいのか誰も教えてくれなかった。自信がなく、ずっと不安だった。
- 突然、統括支援員に任命され、何をどうしたらいいかわからず、精神的に不安定になってしまった。

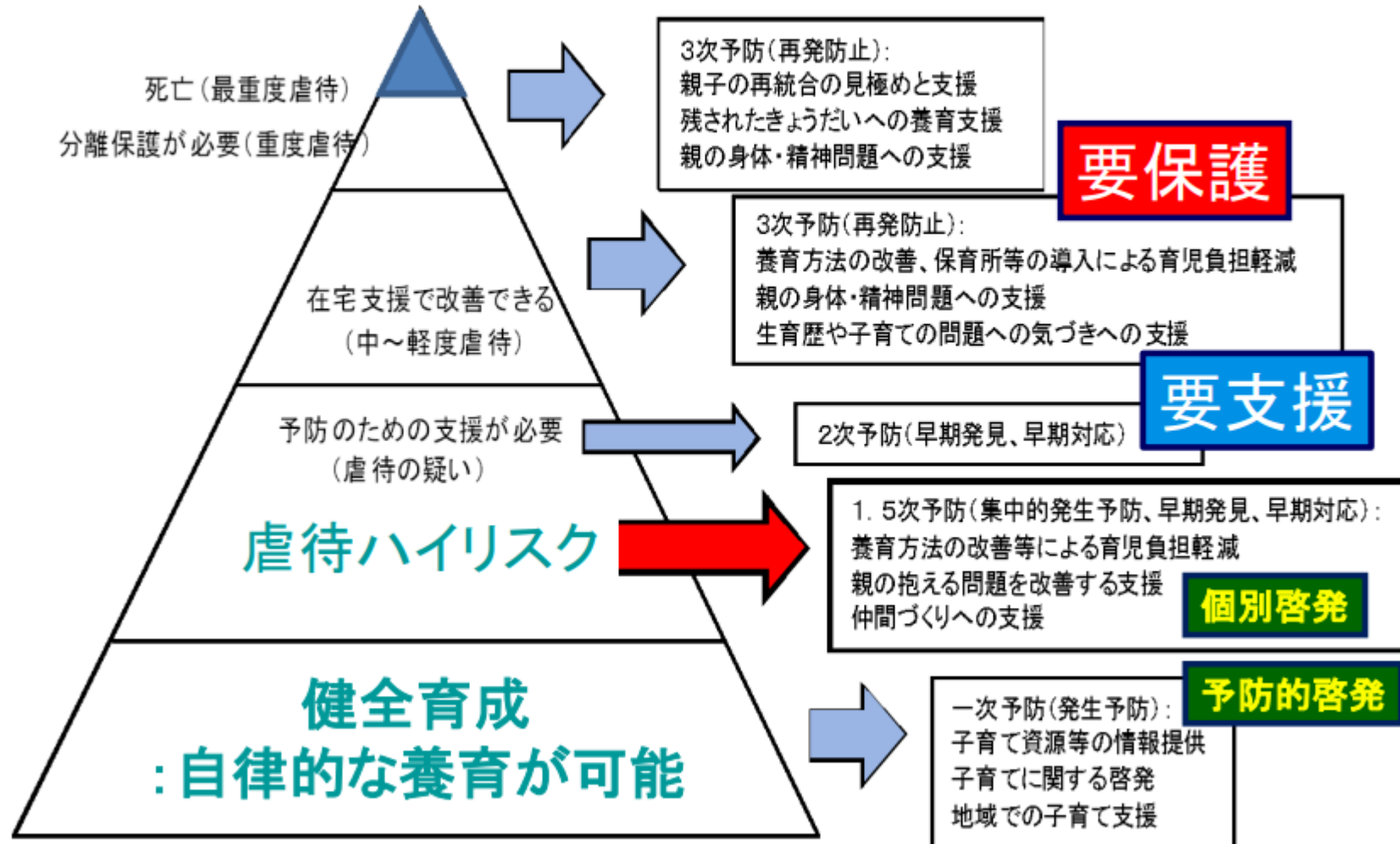
（アドバイザー事業で出会った全国のこども家庭センター職員の言葉）

自治体職員の変化（アドバイザー事業）

- 自分たちの自治体の現状を検討することの必要性を理解し、関係する職員で話し合うことができた。
- 何から取り組んだらいいか明確になった。
- 自分のやっていることがこれでいいとわかって自信が持てた。
- 自分たちは自分たちなりのペースで、少しずつ取り組んでいけばいいとわかって安心した。
- 相談できる人がいることが支えになった。

（アドバイザー事業で出会った全国のこども家庭センター職員の言葉）

虐待のステージと虐待予防・支援



佐藤拓代氏作成:大阪府立母子保健総合医療センター

支援者一人ひとりの「在り方」

- 目の前のその人の、今ここ、をどう支援するか。
- その人の思いや背景をどれだけ想像しようとしているか。
- 苦しみや辛さ、傷つきを、どれ程理解しようとしているか。
- 教えて欲しい、力になりたいと、どれだけ思っているか。
- その人を取り囲む家族や生活を文脈で捉えてどうするか。
- 何を見て、どのように支援をコーディネートするか。

本人主体のこども家庭センターとは

「話してよかったって初めて思えた」

「もっと早く相談すればよかった」

「ここに来るとホッとするんだよね〜」

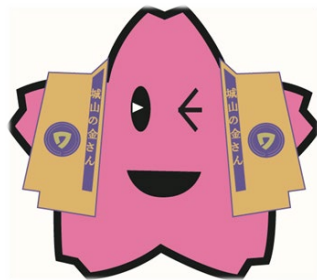
「相談していい、頼っていいんだって、思えるようになった」

「生まれてきてよかったとは思っていないけど、今は楽しい」

「生きててよかったって初めて思えた」

- 見ないふりや気づかないふり、もう無理と諦めるのではなく、ひるまず忍耐強く、一人ひとりに敬意をもって繋がり
支援を継続する（伴走する）覚悟
- 心理社会的に一人ではないと思える温もりを感じ、その人
らしく生きる、一人ひとりの力を育んでいく支援
- 目の前の一人、その家族、そして地域全体に対する連帯感
を信じ続け、行動すること

本日のご縁を大切に…



S1-17
2025.11.15

日本子ども虐待防止学会 第31回学術集会ほっかいどう大会 公募シンポジウム

こども家庭センターにおける妊婦・こども・子育て家庭との伴走の具体
—自治体職員、民間職員の役割—

発表2 参加者がSOSを出せる場所づくりを目指すプログラム



社会福祉法人子どもの虐待防止センター
山川玲子

日本子ども虐待防止学会 第31回学術集会ほっかいどう大会 COI開示

発表者 山川玲子

演題発表に関連し、
開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

CCAP版

「親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム」®



1. 本プログラムの特徴
2. 効果測定の結果
3. ファシリテーター

養成講座修了者の感想

4. こども家庭センター実践の具体

社会福祉法人

子どもの虐待防止センター

Center for Child Abuse Prevention

社会福祉法人子どもの虐待防止センター (CCAP) の活動

1991年5月 設立

- ◆ 電話相談事業
- ◆ MCG事業
- ◆ 里親・養親支援事業
- ◆ ペアレンティング事業
- ◆ 子どもケア事業
- ◆ 教育広報事業
 - ・研修・セミナー企画実施
 - ・講師派遣等
- ◆ 子どもと家族のメンタルクリニック やまねこ

社会福祉法人子どもの虐待防止センターの立ちあげから

・
＜アメリカの虐待についての小児科対応マニュアルに「救急外来にいかにも虐待によるものと思われるケガややけどを負った子どもを連れて親がやってきたら、医師は決して親を責めてはならず、まず親をねぎらいなさい。」と書かれてあった。＞

- ・ 虐待をしている親は、地域からも親族からも孤立している。
 - ・ たとえ親は虐待を認めなくても『もう止めさせてほしい』と叫んでいる。
- 「親をねぎらい、親子が共に暮らしていけるよう、地域で親を支援していく取り組みがなにより重要である」

元理事長の坂井聖二（小児科医・2009年逝去）の著書から

子どもを守るための親支援

プログラムの特徴 1

子育てに悩む多くの親の声に耳を傾けてきた相談員が作成した

- ◆ 親との試行実施を重ねながら作成し今なお進化し続けている
- ◆ 子どもとの関係を変えようと思った時に誰でも
難しくなく簡単に安全に使えるプログラムを目指した



**簡単な肯定的な声掛けは子どもを守り
親としての自己肯定感を自尊感情を育む**

プログラムの特徴 2

心理教育を導入したプログラム

ステップ1の心理教育はその後に続くプログラムでも繰り返し繰り返し扱う

◆導入→「今の時代の子育て」の特徴を知り、親が抱える困難を

皆で共有し、気持ちに寄り添うことから始まる

西澤哲（山梨県立大学・当法人理事）DVD17分

◆「しつけ」とは何かを明確にし、「しつけのゴール」を具体的に伝える

◆「子どもが持つ本来の特性」「脳科学の視点から子どもへの効果的な伝え方」

◆「今の気持ちに気づく」「自己表現方法」を学ぶ

親が自分の問題に気づき・向き合い・整理するきっかけになる

プログラムの特徴 3

足しもしない引きもしない見たままを伝える実況中継

相談の中で「ほめることができない」「ほめられたことがない」

という言葉に「見たままなら言えそう?」「それなら言える」

「難しくない」こうして誕生した認める声掛け実況中継

親が子どもの行動の既にできているところに

見たままを言葉にして声かけをする

「実況中継」は本プログラム全体の柱

子どもの心理療法子ども中心プレイセラピー（遊戯療法）

「実況中継」はその手法である「トラッキングする（見たことを描写する）」ことに近い方法

プログラムの特徴 4

日常生活の場面を想定してのロールプレイ

親が子どもの行動のすでにできているところに

見たまま言葉にして声かけをすることは

安全な関係を作る声かけを学ぶことになる

受講者が順繰りに親役・子役を繰り返し行う

子どもの気持ち・親の気持ちを体感する

他の親子の日常を知ることになる 私だけでないと気づく

グループダイナミクスは本プログラムの強み

子どもの気持ちや自分の気持ちに気づく

体感を繰り返すことで親と子の関係を育てる声かけを具体的に学ぶ

プログラムを受けたい動機を持つ参加者の多くは

親モデルのない子育てで

孤軍奮闘・悪戦苦闘・疲弊している

相談の敷居は高いがプログラムは手を上げやすい

現状を何とかしたい！！ 誰か助けて！！SOS！！

プログラムの特徴 5

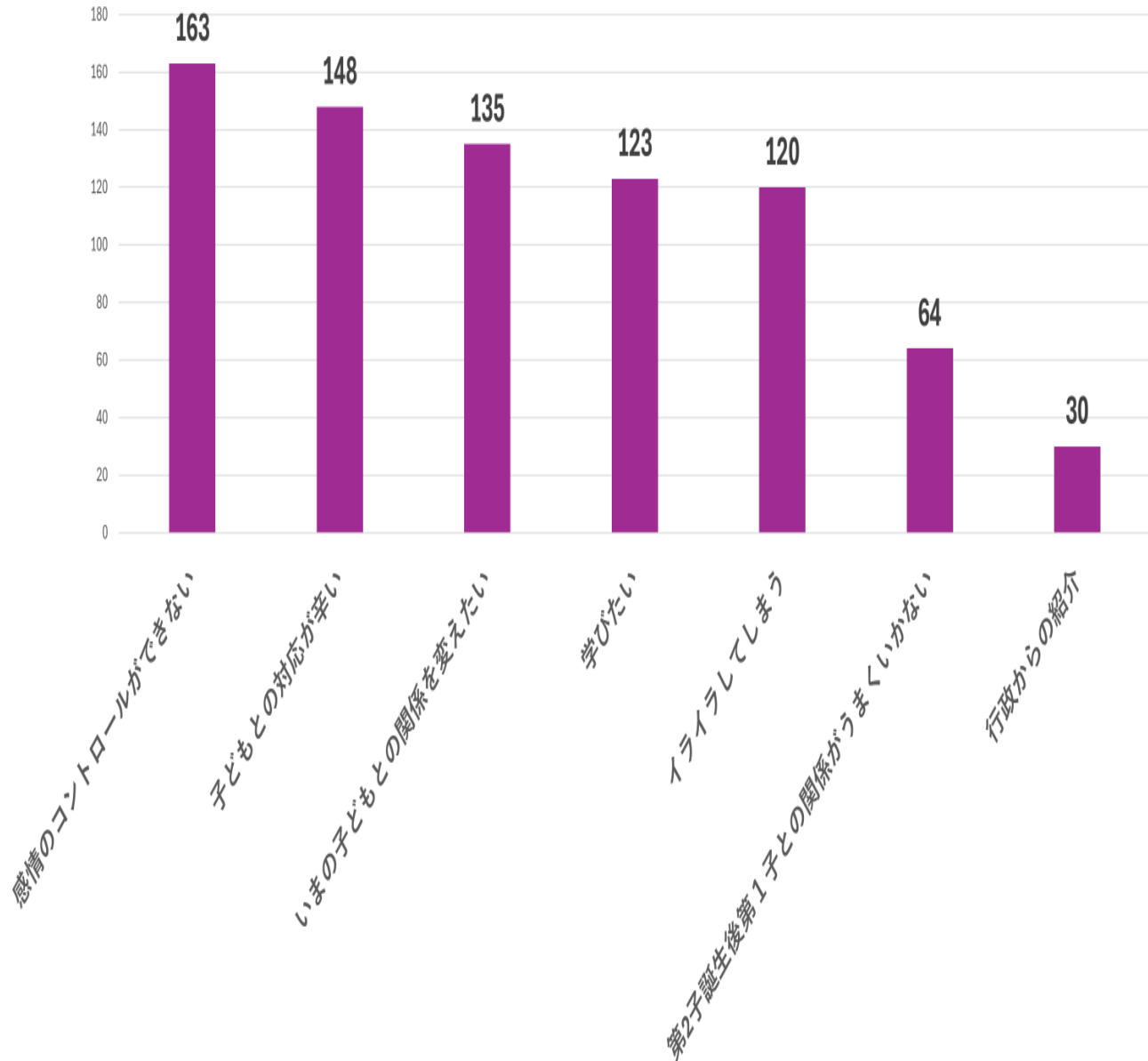
- ファシリテーターからプログラム中に受け入れられる体験をする
- ファシリテーターから認められる体験をする
- ここでは頑張らなくてよいことを体験する
- よく見せようと思わずともよい場であることを体験する
- うまくできなくてもよいことを認められる体験をする

ファシリテーターが居る場所(機関)から受け入れられる体験をする

**ファシリテーターが居る場所(機関)に
SOSを出せる関係をつくることを目指す**

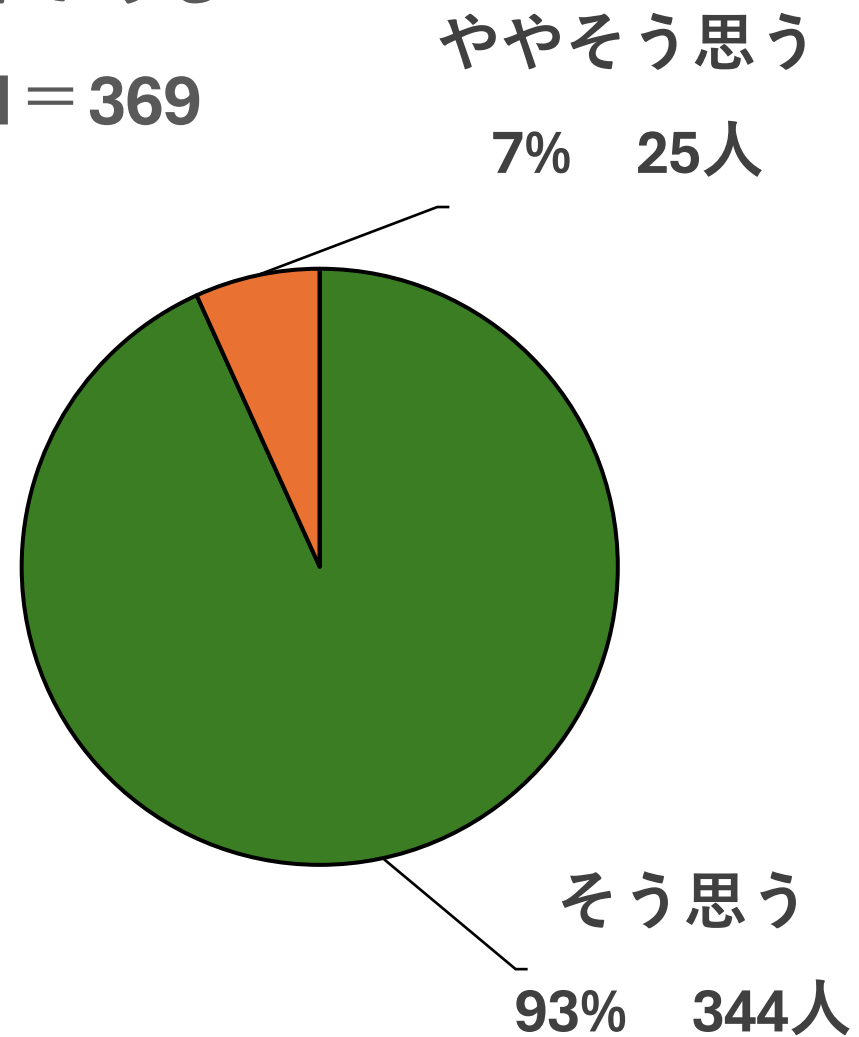
効果測定検証
アンケートとPAAI虐待心性尺度の
結果から

受講の動機 N=382 複数回答



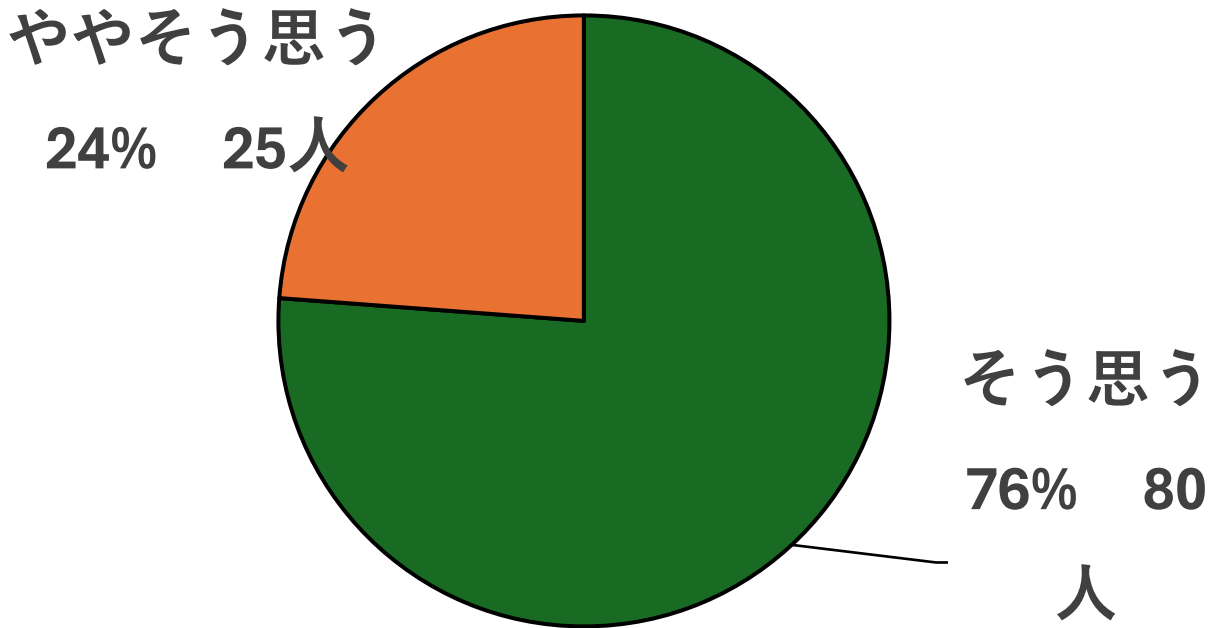
このプログラムに 満足である

N = 369



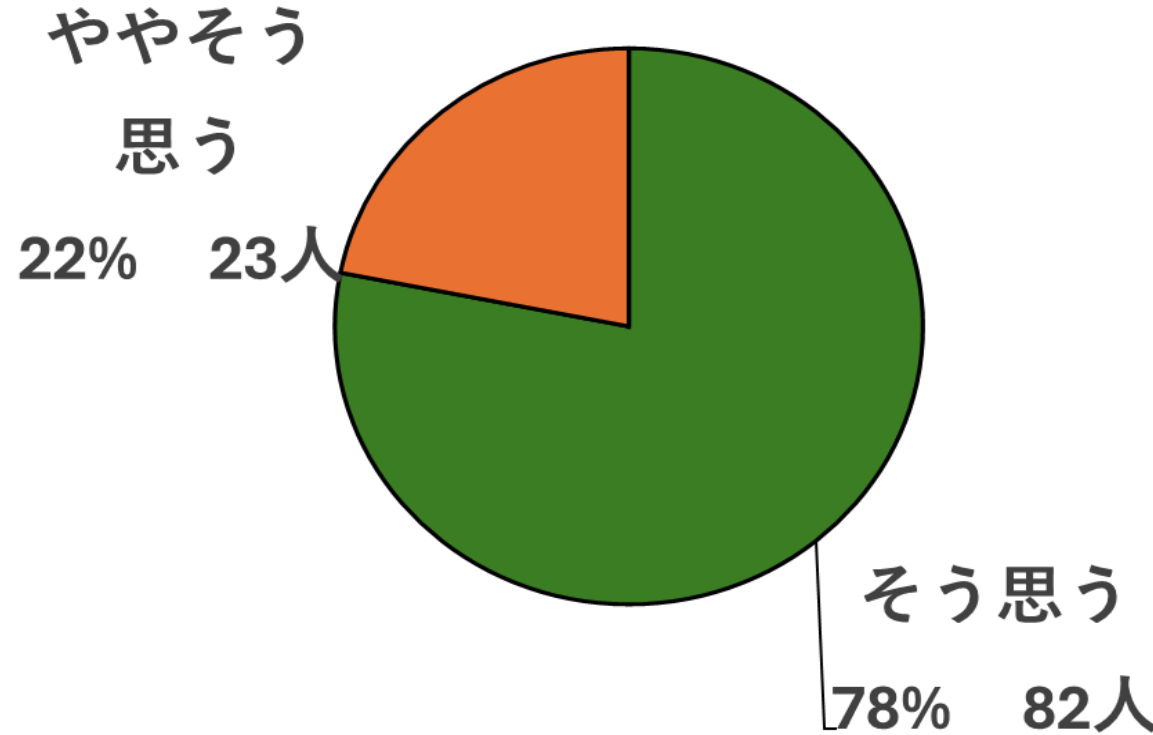
あなた自身が変化したと 感じることもある

N = 105



実況中継を使っている

N=105



プログラムの効果測定

PAAI虐待心性尺度

- ・ 1歳6ヶ月児健診 3歳児健診 9歳児を持つ
一般家庭の母親600人
- ・ 理論的に虐待の心理に繋がると思われる
150項目について因子分析
- ・ 48項目からなる7つの因子が抽出

因子

- 〈自信欠如〉〈非受容〉〈体罰肯定〉
- 〈被害的認知〉〈完璧志向性〉
- 〈拒否嫌悪〉〈疲弊感〉

プレとポストで比較 N=350

7因子と総得点全てに有意な差が見られた

CCAP版「親と子の関係を育てるペアレンティングプログラム」® コロナで身動き取れず止まっていた種蒔き

◆全7回のプログラム (2016年～2025年度まで)

自治体からの依頼を受けてCCAPファシリが実施した場所と人数

文京区・江東区・武蔵野市 川崎市 411人

◆2022年から里親バージョンを宮城県で実施試行を経て2026年3月第1回養成講座実施決定

◇親御さんの明確な参加動機を確認して実施するプログラムなので再統合に使わない！！

◆プログラム6回の内容を2時間で伝えるダイジェスト版 (2016年度～2025年度)

1500名以上の参加者に実施

他川越市公立保育園20園・児童発達支援センター職員に実施

◆本プログラム実施者養成講座 (2018年～2025年10月現在)

本法人主催で14回、大分県児童相談所・大分市子ども家庭支援センター主催で6回、

埼玉で5回、新潟長岡2回、宮城県で1回、原則18名を上限に現在472名の実施者が誕生している。

ファシリテーターの8割強が自治体職員である。

民間施設職員,
85人(18.0%)

自治体職員,
387人(82.0%)

N=472

■ 自治体職員 ■ 民間施設職員 ■ CCAP ■ 児童養護施設

図 自治体職員と民間施設職員の人数比率

子どもを守るために
親を支援する
支援を必要とする親との関係を作る

経験の少ない支援者にも
すぐに使えるとの感想は多い



2025.10
アスオーブ工法
日月火水木金土
28 29 30 1 2 3 4
5 6 7 8 9 10 11
12 13 14 15 16 17 18
19 20 21 22 23 24 25
26 27 28 29 30 31

不安な状態 ⇒ 子どもの快の状態へ変える手助けを
繰り返すこと

不快の状態 (不安) → 快の状態へ自分で
戻れる (安定)

自己コントロール
自己コントロールができるようになること
(子どもが自分の力で自分で整える力を養う)

ファシリ テーター 養成講座 修了者の 無記名の 感想から

- 見相で勤務しているとなついつい指導的になってしまう。何か教えてあげないと、何か持って帰ってもらわないと、何か変化を起こさないとという気持ちになっている自分に気が付くことができました（親への要求度が高い）
- プログラムの柱に「親と子の関係を育てる」という大事なものがあって、それを達成するためにまずファシリテーターが保護者を受け入れ、家に帰った後のモデルになるように作られているんだなと感じました。プログラム中私たち支援者が共感し受け止めて、関係ができてきたら保護者を尊重した提案ができるの良いなと思いました。
- 特に印象的だったのは実況中継のほんとに短い言葉がいかに子どもの安心感につながるかということでした。ロールプレイの子役を演じましたがその一言を言ってもらえるだけで本当にほっとしたし認めてもらえると感じたので仕事でもプライベートでも積極的に使っていきたいと感じています。
- 最後に講師が安全な雰囲気と何を言っても「OK」と言ってくださる安心感がすごく良いモデルでした。肯定ってやっぱりだいじだなと実感させていただきました。

実際に
どのように
こども家庭セン
ターで使われて
いるのか

PAAIから
読み取ること
で出来ること

◆ PAAIの結果からアセスメントが可能になり、参加者の安心・安全なグループ運営の手がかりがつかめる。

◆ 修了後参加者自身が現状の困難に気付く・使えるサービスの提案・こども家庭センター継続相談・適切な専門相談につなぐことができる。

プログラムの実施・終了カンファレンスまでCCAPが一緒に参加しています。

相談の敷居は
まだまだ高いが
プログラムへは
自ら手を挙げて
参加がしやすい！

実践の具体

2時間×6回+FU
2クール

来年度は3クール

• どのように広報をしているか

公募 市報（区報）・HP

対象 子育て中の親御さん

市内の全小学校・全幼稚園・全保育園

参加者が多くて選考に困っている

• 応募者の中に

要対協（関係が取れないケース）・

近隣通報・継続ケースなど

• 保育 保育士・地区担当CW

CWがお子さんの状況の確認

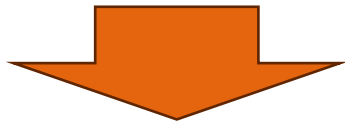
CWが地区担当の職員であることを

参加者に自己紹介して関われる

こんなにおいしいものを手放すなんてできない！

ダイジェスト版 実践の具体

通常バージョン
2時間×6回
プログラム



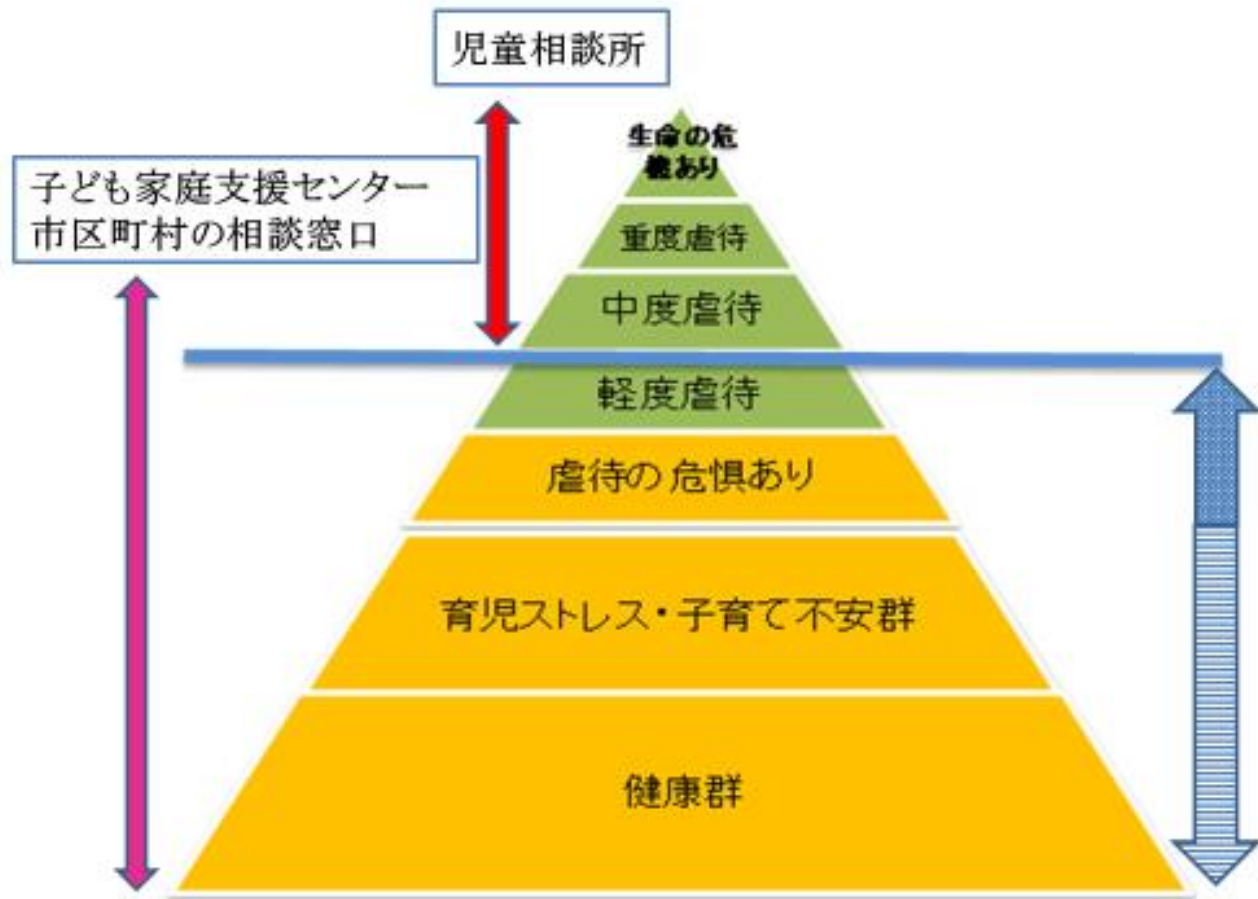
2時間に纏めた

こども家庭センター主催

- ◆ 平日親御さんに向けた講座として
- ◆ 夫婦参加の土曜講座
- ◆ 6回通常バージョンに繋ぐ前段
- ◆ 職員研修
- ◆ 保育士研修

保健センター主催

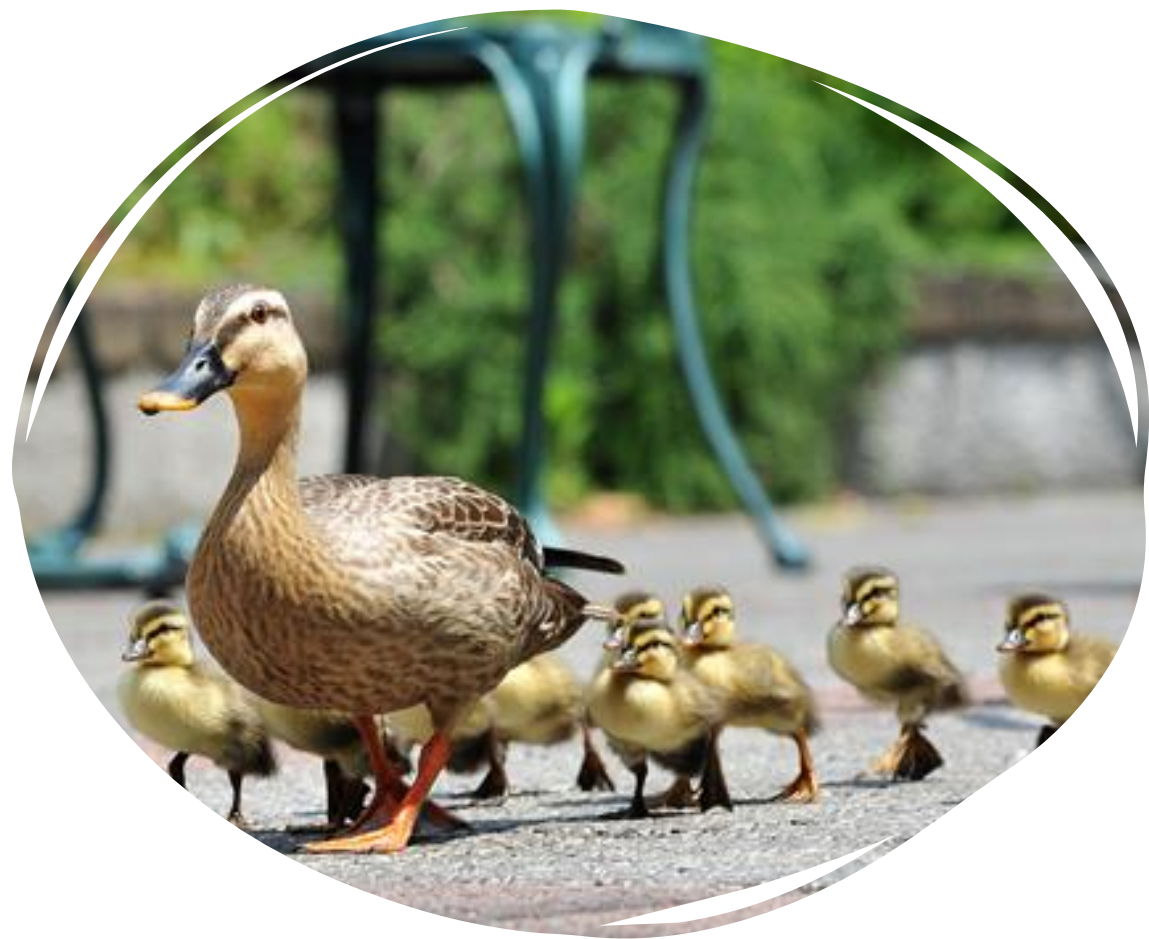
- ◆ 妊娠中からのパパママ講座
- ◆ 親グループミーティングの導入部
- ◆ 職員研修



いま私達が
すべき
ことは
なにか

プログラム対象者

いま私達にできる
こと・いまここから



ご清聴ありがとうございました

日本子ども虐待防止学会 第31回学術集会ほっかいどう大会
2025年11月15日(土) S1-17

こども家庭センターは 誰のための制度なのか？

日本大学危機管理学部 鈴木秀洋

(参考) <https://www.youtube.com/watch?v=vhXJ8WbcTs>

元文京区 子ども家庭支援センター所長・男女協働課長
危機管理課長・総務課課長補佐(秘書総括)・特別区法務部・法務調査室等
法務博士(専門職)、保育士、防災士、水泳指導員資格

主著『虐待・DV・性差別・災害等 社会的弱者にしない自治体法務』

【研究分野】行政法・地方自治法・行政ガバナンス・危機管理法制、子どもインクルージョン、ジェンダー、ダイバーシティ、災害時要配慮者、学校の安全安心等 (他大授業:社会安全政策と法、自治体政策訟務論)

演題発表に関連し、個人情報との抵触・開示すべきCOI関係にある企業などなし。

第1 今一度問う

こども家庭センターの設置は誰のためなのか ～根本の問いから

第2 目の前のこどもの命を救えるのか

- 1 あなたは目の前のこどもの命を救えますか？
どうやって？
- 2 あなたの組織・チームは目の前のこどもの命を救えますか？
どうやって？
- 3 もし、不安を感じる点があるのであれば、
何をどのように補う必要があるのでしょうか。
→人、金、モノ、
②管理職・①係長・主任・③職員の立ち位置 行政or民
専門職？事務職員？経験値は？マニュアルは？
チーム内の受理・受付・相談からの流れは？
…統一されているか、誰でも同じように対応できるのか？
※後述 具体検討
→ (例) 自分が担当する場合、どこまでの事実調査を行うの？
(ルール・手順は？
新人にどのように引き継ぐのですか) ？

第2 目の前のこどもの命を救えるのか (思考ステージ)

- ⑦ 制度設計・人事配置等の課題・問題
(仕事の全体進行、人の管理、メンタル対応)
→管理職!?
- ⑧ ケースの指揮 (SVの立ち位置) →係長!?
- ⑨ 個々のケース対応 →職員・各相談員
(児福司・保育士-保健師・教員等)
 - 【Q】 どのような調査をどこまでやるのか?
 - 【Q】 泣き声通報時どんな言葉で家庭に入るか
 - 【Q】 訪問で会えなかったらどうするの?
次は? (時間・場所)

上記の日常を法制度に当てはめると?

- 【ア】 センター長 の射程
- 【イ】 統括支援員 の射程

[ガイドラインを使ってみる]

(例) 要支援児童等への支援業務 …ガイド3(83-104頁)～

こども家庭相談の流れ(全体像)

チームで要件を定めておく！

(1) こども家庭相談の流れ (全体像)

(2) 相談・通告の受付

(3) 相談・通告直後の対応

(4) 受理会議 (緊急受理会議)

※成立要件

(5) 調査

※情報収集項目

(6) アセスメント

※何度も

(7) サポートプラン (及び支援方針) の作成等

(8) サポートプラン (及び支援方針) の見直し等

(9) 支援及び指導等

※地域資源の活用

(10) 児童記録表の作成

※どこまで遡る？

(11) 支援の終結

※見守りという名の？

(12) 転居への対応

第3 こども家庭センターがやるべきこと

1 自治体の責務

自治体の責務として法律で規定されていること

(保健が行うか、児童福祉が行うか ←基本的には関係のないこと)

住民・子ども・保護者からの視点で、切れ目なく、連携・協働して
(縦糸・横糸)

※後述 条文参照

根本は、自治体の責任

第十条 **市町村**は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

※児童福祉法施行規則

第一条の三十九の二 法第十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者（以下この条において「要支援児童等その他の者」という。）の**意向**
- 二 要支援児童等その他の者の解決すべき**課題**
- 三 要支援児童等その他の者に対する**支援の種類**及び**内容**
- 四 前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項

根本は、自治体の責任

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

根本は、自治体の責任

【母子保健法22条】第三章 こども家庭センターの母子保健事業

第22条 こども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- 四 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行うこと。
- 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

2 市町村は、こども家庭センターにおいて、第九条の指導及び助言、第九条の二第一項の相談並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

第3 こども家庭センターがやるべきこと（市区町村の責務）

2 具体化・可視化としての

- (1) サポートプラン ※法律は**包括的な支援**を規定
- 【Q】 会計年度職員を雇って行う手法への疑問
 - 【Q】 単純化してチェックリストを作成すればよいの？
 - 【Q】 作成数により補助金がもらえる？数が多ければよいのか？
 - 【Q】 母子からの作成、児童福祉からの作成
→手交できない場合は合同・要対協等記録に
- (1) ”合同ケース会議 【Q】 会議のための会議になっていないか？
→目的は間隙なくし連携・協働・見立て？
要対協個別ケース会議と別にやる？
- (2) センター長・統括支援員
- ※保健も福祉も理解（しようと）している人？
 - ※統括のやるべき仕事を具体化・明確化しよう
 - …負担感：毎年変わってもいいじゃない
- (3) 地域資源づくり ※地域の保育所、児童館その他の機関に
何をどの程度担ってもらうのか？

可視化の課題点補充説明

土台を強固にするために具体的にどうするの？

①サポートプラン作成

・・・現場に求められているのは、妊産婦と向き合い丁寧に対話を重ね支えていた実務であり、新たなサポートプランという形式事務作業の重視により本末転倒、主従逆転にならないよう

②統括支援員

・・・両機能の間隙を埋め、当該制度設計を真に有効に機能させるためには、形式的配置ではなく、相当の経験値と実質的権限と調整力を有する者を置く必要がある

③地域資源開拓

・・・地域の中で、点ではなく面的に、妊産婦・こどもとその家庭の支援を行っていく体制
こうした具体的可視化を推進

第3 こども家庭センターがやるべきこと [挙げられる質問]

3 機能設置の意味が分かっていますか？（機能設置だから曖昧なりがち）

(1) 機能設置は、**具体的所掌に落とし込むことでしか具体的には実現できない**
（ルールを決める→PDCAサイクル）

(2) 「専門性」による分断！（専門性が強調されて連携・バトンの問題が…）
の見地からすれば、

ア保健等特定部局の専権事項（とは何か…）か、
or ①保健師以外が対応できる（すべき）事項か、
→①振分、②協議、③協働か、④バトン渡し

今回の特別判断による一步踏み込みか

☆何をどのように一体的（協働・連続的・連携的）に行うのか☆（後述付記）

4 好事例、先進事例に騙されるな

→自分たちの積み上げと良さを捨てるな、自分たちで協議して決めていく

※実践ポイント集は、参考にしない方がよいかもしれない…

今回のこども家庭センターのねらい…

もう一度 これまでの法改正の経緯・方向性を考えた上で、
現在の職務遂行が、**こどもと保護者を真ん中**にした対応しているか？

そのために個人の能力、
チームの能力を

どのようにあげていけるのか？ ★この振り返り・検証★が大切

【視点】 要するに、

子ども側・保護者側から見える景色としての **一体性**

①妊産婦期からの**時系列的**一体性と

②縦割り組織の **組織間** 更に**地域的**一体性 の構築

が求められている。

第4 どのように子どもと保護者と信頼関係を構築していくのか

- 1 子どもに教えてもらおうよ（私たちは何も知らない…）
- 2 親に注意喚起？

【Q】 どういうエビデンスに基づいて行うのか？

どんな効果を狙って？

どんな根拠と権限で？

※行政はそんなに偉いのか？かえって反発と潜り。死亡事例

【Q】 親との信頼関係壊せないから注意はできない！

→これは正しい対応なのか？

※死亡事例が実際起きている。チームとしての役割

3 真剣さは伝わる

※プロとしての質問権の行使

※もし技術が必要ならば、

様々な先輩たちの言葉の引き出しを増やしていこう

第5 要対協を使いこなす・活用する

- 1 法制度設計は自由
- 2 弱点を多機関の凸凹で補い合う
※こんなにすごい制度は外にはない…。
※後述レジメ参照

[再度確認しておくべき条文]

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと**思われる**児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告しなければならぬ**。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

※通告は義務！

※虐待認定は不要 「思われる」 ∴刑法とは異なる

[再度確認しておくべき条文]

要対協に係る法律条文

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。【応答義務！】

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

※こども家庭センターの整備には、要対協による組織・機関間の壁を取り払うことは不可欠！

- ① 要支援児童等を早期に発見することができる。
- ② 要支援児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が情報の共有を通じ、課題の共有化が図られる。
- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、こどもと家庭の状況を多角的に捉え、支援の必要性に関する認識を共有することが出来る。
- ⑤ アセスメント結果の共有を通じて、それぞれの関係機関等の中で、それぞれの役割や協働、支援の方向性について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 関係機関等が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことを通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、それぞれの役割を果たしながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援を受けやすくなる。
- ⑧ 主たる支援機関や関係機関等が行う支援について、地域協議会を通じて進行管理をすることにより、こどもと家庭の状況、状態に合わせた包括的な支援を検討し、継続的で一貫した実践ができる。
- ⑨ 関係機関等が互いの役割や限界を認識することで、相互に大変さを分かち合い足りない部分を補完し合うことができる。

このように、地域協議会は、「関係機関がこどもやその家族について共有し、こどもと家庭の状況を多角的に捉え、支援の必要性に関する認識を共有することが出来る。」と、この場での設置及び運営指針（平成17年2月25日雇児発第0225001号）を参照されたい。

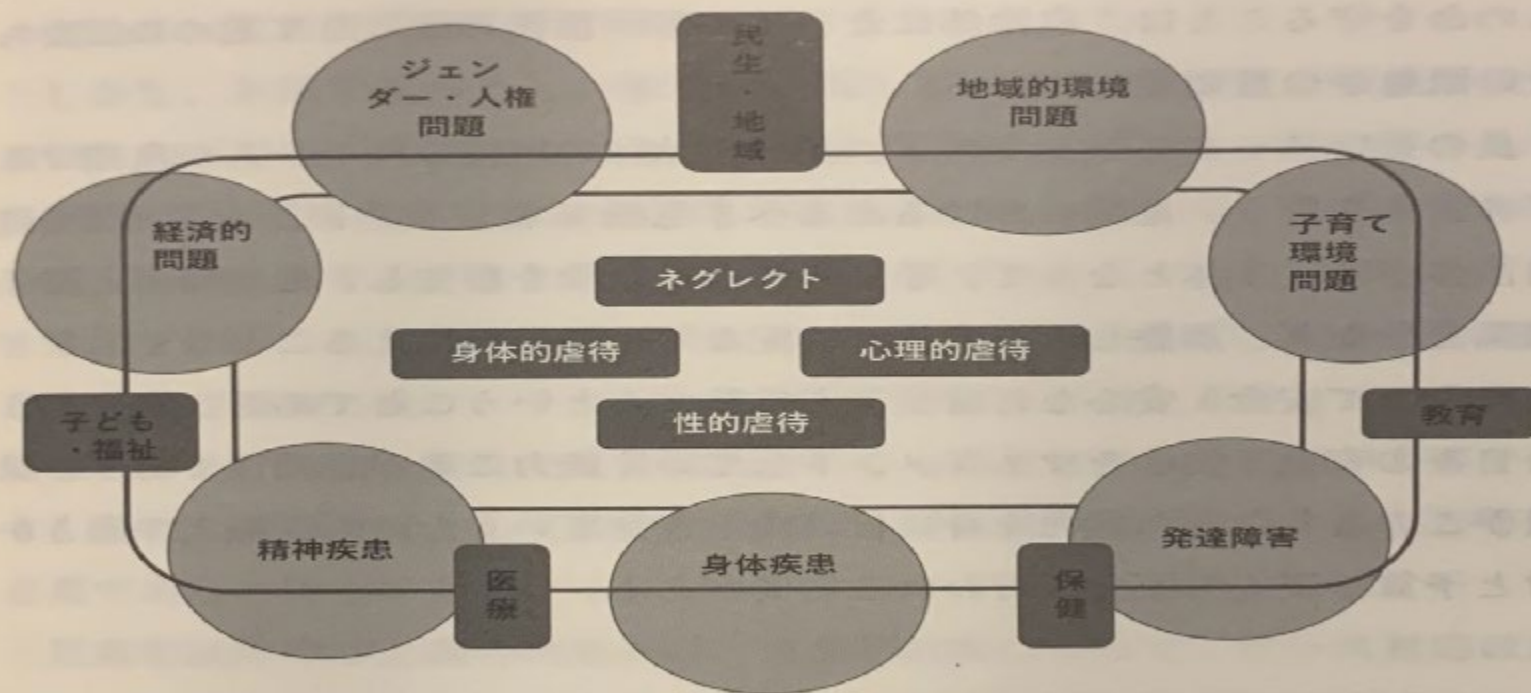
第6 展望

- 自分を労わろう
- 一人じゃない、全国に同じ思いの仲間がいる
- 繋がろう、高めあろう

以上、本日の講義で伝えたいこと、最短要約版

一つの学問分野、
一つの機関だけでは、子どもの命は救えない。
⇒ **関係機関の連携と協働が不可欠**

【図表2-4】 児童虐待と関係機関・関係領域



文科省研修教材「児童虐待防止と学校」を参考に。

鈴木秀洋『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規） 53頁

関係機関の連携と協働が不可欠

抽象的な連携の掛け声では意味がない。
⇒ 具体化が必要

[例]

児童相談所・自治体と
警察の連携の具体的架橋のために

※(厚労省研究事業)
警察官・警察職員のための「児童福祉がわかる」
ハンドブック (検討委員会委員長)



[付記] (例えば研修で)

【Q】 死亡事例検証

保健・児童福祉機能から

【Q】 母子保健機能又は保健部門（地区担当）若しくは保健師として、何ができたか？（何はできなかったのか）

【Q】 児童福祉機能側から何ができたのか？

【Q】 組織として、センター長として、統括支援員として、児童福祉機能担当の立ち位置として何ができたか？

【Q】 死亡事例検証 保健・児童福祉機能から

【Q】 こども家庭センターであれば
何を変えられるのか？

【Q】 (全国で見る景色)

保健師の専門性と児童福祉の専門性ということで対立、押し付け合いがあるが、専門性は自分たちの仕事の射程を狭めるものなのか？どんな専門性があるのだろうか？

【Q】 死亡事例検証 保健・児童福祉機能から

【Q】 どんな一体化？どんな上流支援？
※**具体例・あてはめ**ができないと意味がない

【Q】 **(例)** 健診の機会での協働
1.6、3歳、その先の5歳など…

インクルージョンの推進

対応する子ども達、保護者・養育者が多様であるのに、私、及び私達チームが多様でなければ、十分な対応が、伴走ができるはずはないであろう。

ダイバーシティ & インクルージョンの大切さ

海外礼賛ではないが、海外の様々な取組から学ぶことは多い
(例) イタリア、スウェーデン等 鈴木論文

メッセージ

1 厳罰化で解決しない

～「子育て」「子育ち」

－誰もが辿ったとの認識が必要

2 専門職がその役割を果たすことの重要性

小児科医として子どもの虐待に向き合ってきた

坂井聖二先生の言葉

○ケースの見方は私たちの成長によって成熟

私たちの思考の後退によっていくらでも貧弱

になる危険性

メッセージ

3 子どもの命を守るために親ごと支える視点が必要

- ～登園させるのが難しい保護者に代わり迎えに行く保育園園長
- ～今は自立を促す場面なのか、そうではないのではないかな？
- ～健診会場、保育園、ひろばでお母さんは緊張している…。
帰り時間を急かさなくてもよいのではないかな。
ひろばで寝転んでもよいのではないかな？！
- ～子育てひろばのエピソード…公助のハードルの高さを公助は認識すべき
「すっぴんで きてもいいんだ ぴよぴよひろば」

4 地域まちづくりの視点

- ～私たちみんなが当事者との認識、
果たして私達は、本当に子どもの声・意見を聞いているのかな？
そして子どもも保護者もSOSを出しやすいまちをつくっているのだろうか。
- ～看護師も保健師も医師も保育士も心理士も教員も弁護士も事務職員も…
里親も施設も保育園も幼稚園も小中学校・高校も大学も地域のみならず
縦も横も斜めもいろんな人間関係がある中で 育ちができるように
「おせっかいのまち」「声かけのまち」「つなげるまち」

メッセージ

私にとって、児童虐待対応の仕事は、

自治体公務員時代、最も苦しく、辛い仕事でした。ケース会議で涙を流すことも…。また、何度も、あの事件・この事件の対応は…？と夜中に目覚めて考え続けたり…。実際に確認に出かけたり…。

保護者との対立から始まるこの仕事の難しさ、ストレスは、知らず知らずのうちに、自分の心を削って行きます。

どうか、ご自身を労わることを意図的に行ってください。仕事以外の何か心を解放し、ケース対応から離れる時間・場所を確保してください。

精一杯仕事している自分を積極的に誉めてあげてください。

みなさんと、今度は対面で お会いできる日を。

東京からエールを送り続けます。

自己紹介

法務博士（専門職）、保育士、防災士、水泳指導員 （更新せず）

・元自治体子ども家庭支援センター所長、男女協働課長、危機管理課長、総務課課長補佐、特別区法務部 等

・内閣府ストーカー被害者支援マニュアル検討委員会。内閣府男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会。内閣府防災研修プログラム改訂検討会（座長）／・厚労省市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG等。厚労省子ども家庭総合支援拠点設置事業アドバイザー、厚労省（H29）「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査研究」、厚労省（H30）「市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究」、厚労省（R元）「子ども家庭総合支援拠点設置促進に関する調査研究」、厚労省（R2）「乳幼児健診未受診者等に対する取組事例に関する調査研究」、厚労省（R3）『警察向け「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）作成に係る調査研究検討委員会』（委員長）。厚労省（R3）『市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究』検討会（委員長）。厚労省（R4）警察からのいわゆる「面前DV」に係る通告の収集・分析に関する調査研究（委員長）。こども家庭庁（R5）「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集に関する調査研究」（委員長）。妊娠SOS窓口助成事業に関する調査研究業務にかかるアドバイザー（日本財団）。ヤングケアラ自治体支援アドバイザー（日本財団）、三重県市町アドバイザー

・東京都防災会議委員、江東区子ども子育て会議（委員長）、世田谷区基本計画審議会（副会長）、川崎市子ども権利委員会（委員長）その他三重県、岐阜県、栃木県、山梨県、富山県、山口県、長野県、青森県、広島県、静岡県、高知県、宮崎県、熊本県、兵庫県、沖縄県、秋田県、岡山県、鳥取県、東京都、神奈川県、群馬県、北海道等自治体での審議会・研修・アドバイザー等多数。／・日本子ども虐待防止学会、ジェンダー法学会、警察政策学会、日本公法学会、公衆衛生看護学会等所属。／・野田市、札幌市児童虐待事件事実検証委員。沖縄県里親委託解除事案に関する調査委員会（委員長）等

【自己紹介（主著）】

【単著】

- ①『自治体職員のための行政救済実務ハンドブック（改訂版）』（第一法規、2021）
- ②『虐待・DV・性差別・災害弱者等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規、2021）
- ③『必携市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』（明石書店、2021）
- ④『行政法の羅針盤（第2版）』（成文堂、2025）、⑤『LGBTQ理解増進法逐条解説ハンドブック』（第一法規、2023）

【編著】

- ⑥『子を、親を、児童虐待から救う』（公職研、2019）、⑦『日本子ども資料年鑑』（愛育研究所、毎年）

【共著】

☆鈴木秀洋「行政の法制度・地域協働・組織マネジメントの視点による子どもの最善の利益の考察」

『子ども虐待防止 未来への提言—小さい人の笑顔のために』CAPNA30周年記念出版

- ⑧『行政法学の変革と希望- 傘寿を記念して』阿部泰隆先生傘寿記念論文集（信山社、2023）、
- ⑨『行政訴訟の実務』（第一法規、加除式）、⑩『行政不服審査の実務』（第一法規、加除式）、⑪『行政法第5版』（弘文堂、2025）、⑫『これからの自治体職員のための実践コンプライアンス』（第一法規、2014）、⑬『自治体法務改革の理論』（勁草書房、2007）等

HP 鈴木秀洋研究室 <https://suzukihidehiro.com/>

※関連課題【付記】

【Q】インクルーシブ保育・教育の視点

障害児・保護者を追い込まない 包摂

○鈴木秀洋「フルインクルーシブ先進国イタリアの現地視察を踏まえた分析と考察」『自治研究』

<https://suzukihidehiro.com/>

20251214こども家族早期発達支援学会 シンポ

【Q】ヤングケアラー

ヤングケアラー支援の今とこれからを考えるオンライン公開ミーティング 開催リポート(前編)

<https://youngcarer.jp/2025/04/18/250415a/>

→日本財団公開シンポ ☆20260209 13時～16時半

【Q】特定妊婦支援

NHK 妊娠SOS ”産まれるいのち“どう守る？

「特定妊婦」支援の最前線

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240522/k10014449491000.html>

☆ 鈴木秀洋研究室 動画紹介

https://www.youtube.com/watch?v=vhXJ8Wbc_Ts